



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 3 7 号 令和 2 年 9 月 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 3 6	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	国保・自立支援課
5 3 7	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
5 3 8	生活保護法の規定による施術機関を指定した件	同
5 3 9	同	同
5 4 0	生活保護法の規定による指定施術機関から施術所の所在地の変更について届出があった件	同
5 4 1	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課
5 4 2	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
5 4 3	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
5 4 4	令和 2 年度後期技能検定を実施する件	産業人材育成センター
5 4 5	皆伐面積の限度を公表する件	農林水産基盤整備局 森林整備課

【告示】

番号	表題	担当課名
546	建築基準法の規定による指定確認検査機関を指定した件	住宅課 建築指導室
547	高潮浸水想定区域，浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件	河川整備課
548	港湾施設の概要を公示する件の一部を改正する件	運輸政策課
549	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

徳島県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	指定年月日
ラシック訪問看護ステーション徳島	徳島市八万町法花谷一八二一	合同会社ラシエイド	令和二年六月一日
スマイル調剤薬局城南店	同 南二軒屋町三丁目五三八	有限会社ウイズ	同 七月一日
セントケア看護小規模沖洲	同 北沖洲二丁目一六一	セントケア四国株式会社	同

徳島県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
T A O K Aメンタルクリ ニッケ	小松島市小松島町字井利ノ口 一〇四	医療法人養生園	平成二十九年 七月三十一日
佐藤外科医院	美馬市脇町字拝原一三四四	佐藤 俊雄	令和二年六月 三十日
あおぞら耳鼻科	鳴門市大津町吉永前ノ越二七 四	平賀 智	同 七月 一日

徳島県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

井内 一志	施術者の氏名	院 岩浅接骨院 羽ノ浦	施術所の名称	九 一 阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上六	施術所の所在地	二十五日	令和二年五月 指定年月日
-------	--------	-------------	--------	-------------------	---------	------	-----------------

徳島県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

森 勝 麻	施術者の氏名	香川県小豆郡土庄町滝宮甲六四五	施術者の住所	令和二年六月十五日	指定年月日
-------------	--------	-----------------	--------	-----------	-------

徳島県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平尾 協	施術者の氏名	施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
ほほえみ整骨院		旧	新		
		徳島市山城西四丁目一八SARAL林一階テナント東	徳島市上八万町西山一八〇六		令和二年七月一日

徳島県告示第五百四十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 四・メチル・一・フェニル・二・（ピロリジン・一・イル）ペンタン・一・オン（通称 一・P i H P又は 一・P H i P）及びその塩類
- 2 化学名 N・一・（ニ・（フラン・ニ・イル）エチル）ペリジン・四・イル
一・N・フェニルプロパンアミド（通称 F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l又はF U E F）及びその塩類
- 3 化学名 二・（二、五・ジメトキシ・四・メチルフェニル）・二・メトキシエタンアミン（通称 B O D又は 一・M E T H O X Y・二C・D）及びその塩類
- 4 化学名 N・フェニル・N・「一・（ニ・フェニルエチル）ペリジン・四・イル」
「一・ニ・メチルプロパンアミド（通称 I s o b u t y r y l f e n t a n y l）及びその塩類
- 5 化学名 「一・（シクロヘキシルメチル）・一H・インドール・三・イル」（四・メトキシナフタレン・一・イル）メタノン（通称 C H M・〇八一）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和二年九月二日

徳島県告示第五百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		種 類	サー ビスの 廃止の届出 の受理日	廃 止 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地			
株式会社マザー 徳島健康生活協同 組合	徳島市下助任町四丁目九	健生阿南診療所	阿南市津乃峰町新浜二番 地	介護予防通 所りハビリ テーション	令和二年五月 二十七日	令和二年七月 三十一日
同 一 西国本町二丁目一六	同 一 西国本町二丁目一六	福祉用具の店 マザー	徳島市西国本町二丁目一六	介護予防福 祉用具貸与 販売	同 三十日	同 六月 同
				特定介護予 防福祉用具 販売	同	同

バルコニー施工	単一等級		三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（三十五歳未満の者が受ける場合にあつては、二千九百円）
空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに限る。）	一級及び二級	令和三年二月七日（日曜日）	
機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	三級		
機械加工（普通旋盤及びフライス盤に限る。）、電子機器組立て、フラワー装飾	三級	令和三年二月十一日（木曜日）	
造園、建築板金（ダクト板金に限る。）	一級及び二級	令和三年二月十四日（日曜日）	

二 受検申請書の提出期間

令和二年十月五日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十六日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会にて配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。

徳島県告示第五百四十五号

令和二年十月二日から令和三年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七六〇・二八	五一・六二
吉野川中流	四七八・六九	九五・六〇
貞光川	一三八・一九	二五・一九
穴吹川	一六二・四六	六六・九六
美馬北岸	一三〇・五〇	五九・八二
板野	二八五・九五	二〇六・三四
鮎喰川	一五二・二七	四三・七八
勝浦川	三八四・三六	一二・一二
那賀	一、五九二・六三	一二一・二〇
那賀川下流	四三・五八	六・〇〇
日和佐川	一五一・七〇	八・七二
海部川	五七九・一六	五七・六六
計	四、八五九・七七	七五五・〇一

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林

整備課並びに徳島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第七条の二第一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関として次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 名称及び住所

株式会社とくしま建築住宅センター

徳島市川内町平石住吉一 九番地五

二 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号、第二号及び第九号から第十四号までに掲げる区分

三 業務区域

徳島県の全域

四 確認検査の業務を行う事務所の所在地

徳島市川内町平石住吉一 九番地五

五 指定した日

令和二年八月十八日

六 指定の有効期間

令和二年九月一日から五年間

徳島県告示第五百四十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の三第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる海岸に係る高潮浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、次の表の上欄に掲げる海岸の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場所において閲覧に供する。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海岸名	閲覧場所
讃岐阿波沿岸	徳島県県土整備部河川整備課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎（鳴門総合サービスセンター）
紀伊水道西沿岸	徳島県県土整備部河川整備課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎 徳島県東部県土整備局徳島庁舎（鳴門総合サービスセンター） 徳島県南部総合県民局阿南庁舎
海部灘沿岸	徳島県県土整備部河川整備課 徳島県南部総合県民局阿南庁舎 徳島県南部総合県民局美波庁舎

徳島県告示第五百四十八号

令和二年徳島県告示第二百五十八号（港湾施設の概要を公示する件）の一部を次のように改正し、令和二年九月一日から施行する。

令和二年九月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

四中「六八〇メートル」を「八四三メートル」に改める。

徳島県告示第五百四十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る借入物品等の件名及び数量
電子黒板システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県教育委員会学校教育課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和二年七月三日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社徳島支店
徳島市東吉野町一丁目一〇番地の一
- 五 落札金額
七十一万八千四百十円（月額）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和二年五月二十二日